

市の相談窓口

人権相談

19(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

21(木)13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

6(水)・20(水)13時30分～15時30分 市役所1階
※電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

5(火)・12(火)・19(火)10時～15時 市役所1階
【女性限定】
21(木)10時～15時 花川南コミセン
※26(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP14)
※お困りの方に生理用品をお渡しします
相談員:北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～17時(受付16時まで)
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる1階相談室2 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田地域包括支援センター ☎78・1030
浜益地域包括支援センター ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
石狩市ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、

その他無料法務相談

20(水)13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所 ☎72・3558(電話予約可)
※生前贈与など税金の相談はできません

歳末たすけあい運動 義援金

次に該当する方は、事務局までご連絡ください。

① 65歳以上の寝たきり高齢者
(在宅で介護を受けている介護保険の要介護度5の方)

② 75歳以上の独居高齢者
(在宅で、所得税・固定資産税が非課税であり、持ち家でない方)

③ 在宅障がい者

(身体障害者手帳1級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方で、日常生活において支援が必要な方)

※基準日は12月1日。生活保護受給者や病院・施設に入院・入

所の方は対象外

問合せ 石狩市共同募金委員会事務局(市社会福祉協議会内) ☎72・8181

令和7年

石狩市「はたちのつばき」

市内在住の対象者には案内状を12月上旬に発送します。市外へ転出された方で参加希望の方はご連絡ください。

※案内状は当日必ず持参のこと
対象 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの方

日時 令和7年1月12日(日)14時～(受付13時30分～)
場所 花川北コミセン(花川北3・2)

そのほか 当日、駐車場は利用

できません。公共交通機関をご利用ください

問合せ 社会教育課 ☎72・3173

パブリックコメントの結果

「使用料及び手数料等の改定について」

意見の募集期間 8月1日～31日

意見の提出状況 提出者1人、意見などの件数1件

意見の検討結果 採用0件、一部採用0件、不採用0件、記載済0件、参考1件、その他0件

問合せ 財政課 ☎72・3154

11月30日は「年金の日」

日本年金機構HPやマイナポータルアプリから「ねんきん

ネット」に利用登録すると、自分の年金記録の確認や、将来の年金受給見込額をさまざまなパターンで試算できます。

問合せ 日本年金機構専用ダイヤル ☎0570・058・555

北海道の最低賃金

道内の事業場で働く全ての労働者と使用者に適用される北海道最低賃金が10月1日から時間額1010円に改定されました。

問合せ

「旧石狩地区・厚田区」
札幌中央労働基準監督署
☎011・737・1191

「浜益区」

滝川労働基準監督署
☎012・524・7361

相続登記の申請が義務化されました！

問 相続登記相談センター ☎011・211・6665(平日12時～15時)

土地・建物を相続したら、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務になりました。R6/4/1より前に相続した土地・建物も対象です。



不動産登記推進
イメージキャラクター
トウキツネ



▲詳細

相続登記 特設ページ 🔍 で検索！



令和7年4月から子ども医療費助成制度の 対象年齢を高校生年齢まで拡大します

問 子ども家庭課
☎72・3128

	学年など	現 行	令和7年4月から
入院・通院	高校生年齢	助成対象外	初診時一部負担金のみ
	0歳～中学生	初診時一部負担金のみ	
訪問看護	高校生年齢	助成対象外	1割負担
	0歳～中学生	1割負担	

※高校生年齢：15歳到達後最初の4/1から18歳到達後最初の3/31までの児童のこと
※保護者（父母など）が監護し、生計が同一の児童などが助成対象になります

助成を受けるための手続き

新たに助成対象となる、現在高校1～2年生相当（H19/4/2～H21/4/1生まれ）のお子さんについては、申請手続きが必要です。該当するお子さんがお住まいの世帯へ、10月下旬に送付した申請用紙を **29(金)まで** に提出してください。



▲市HP

※令和7年4月時点で「高校生年齢」のお子さんには、医療機関受診時に必要となる受給者証を令和7年3月下旬に送付します
※詳細は市HPでご確認ください



窓口用 軟骨伝導イヤホン を設置 しました

問 総務課
☎72・3149

耳の聞こえに不安がある方も、安心して窓口を利用できるよう、市役所などの窓口「窓口用軟骨伝導イヤホン」を設置しました。

使用を希望する場合は、窓口職員にお伝えください。

設置場所

- 国民健康保険課・税務課（市役所1階）
- 高齢者支援課・障がい福祉課（りんくる）
- 厚田支所 市民福祉課（厚田45・5）
- 浜益支所 市民福祉課（浜益2・3）

軟骨伝導イヤホンとは

- 耳の入り口付近にある軟骨を振動させて音を伝えるイヤホンで、集音器とセットで使います。
- イヤホンを耳に軽く当てるだけで音が聞こえるため、音漏れしにくく、よりはっきりと会話を聞かせることができます。
- 耳を完全にふさぐことがないため、圧迫感がありません。
- イヤホン部分が球形で穴や凹凸がないため、簡単に拭くことができ、常に清潔に保つことができます。



イヤホンは耳の軟骨ポケットに引っかけるように装着します。